

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成27年9月8日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 税務課の平成26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成27年7月22日～平成27年8月5日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 出張徴収を実施した際の報告書が作成されていませんでした。徴収金の適正な取扱いにも関連しますので、出張報告書は出張実施後、速やかに作成するよう努めること。	1. 出張徴収を実施した際の報告書を作成し、出張徴収綴りに編綴いたしました。 今後、出張報告書は出張徴収実施後、速やかに作成いたします。